

## 建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領

長野県建設部

### 1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

### 2 試行対象

#### ○対象工事

長野県建設部が発注する建設工事（建築工事及び災害復旧工事は除く）

#### ○対象金額

設計金額 8,000 万円以上 → 原則試行実施

設計金額 8,000 万円未満 → 受注者の希望により実施

### 3 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

- (13) 擬音装置（機能含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調節が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

#### 4 実施方法

- ・受注者は、快適トイレを設置する場合、様式－1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに監督員に工事打合せ簿にて提出するものとする。
- ・現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）
- ・標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする（女性が現場にいない場合は、この限りではない）
- ・「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとしては扱わないこととする。
- ・原則として、試行対象工事に適用するが、市場に全現場に相当するトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- ・ただし、快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレを手配できない場合は、監督員と協議のうえ、快適トイレを導入しないものとする。

#### 5 積算について

- ・快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする（102,000円／2基・月が上限）
  - ※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を引いた額
- ・計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- ・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。
- ・積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）の対象（1項目）としてよい。

## 6 その他

- ・従来行ってきた「女性用トイレ」を現場に設置する場合は、原則として快適トイレを設置するものとする。なお、快適トイレが手配できないなどの理由によりこれによりがたい場合は、受発注者協議のうえ決定する。
- ・災害時に避難所で使用する快適トイレが不足する場合は、避難所へ優先配備できるよう、可能な範囲で協力するものとする。

### 【具体的な計上方法例】

① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）

積算で計上する費用：51,000 円／基・月

② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）

積算で計上する費用：30,000 円／基・月

③ 実際に導入した快適トイレ費用

男女一体型ハウス 100,000 円／基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）

積算で計上する費用：90,000 円／基・月

④ 実際に導入した快適トイレ費用

男女一体型ハウス 200,000 円／基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）

積算で計上する費用：102,000 円／基・月

## 7 適用

本試行要領は、令和3年2月1日以降に起工起案する工事から適用する。

本試行要領は、令和4年5月1日以降に起工起案する工事から適用する。